

北海道告示第11513号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第19号に掲げるえびかご漁業(後志総合振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和4年12月15日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可区分	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格			
えびかご漁業	石後海共第2号共同漁業権漁場区域	毎年、3月16日から10月31日まで	13隻	20トン未満	後志総合振興局管内に住所を有する者	令和4年12月19日から令和5年1月18日まで	(後1)	1. 許可の有効期間は、令和5年3月1日から令和8年2月28日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和5年3月1日から令和6年2月29日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。
同上	後海共第13号共同漁業権漁場区域 後海共第36号共同漁業権漁場区域	毎年、3月1日から12月31日まで	6隻	同上	同上		(後2)	3. 申請書の提出先は、後志総合振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、後志総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。 (2)海中に敷設するかご数は、1,000個以内でなければならない。 (3)使用するかごの網目は、10節(結節から結節までの長さ17ミリメートル)以上の大きさでなければならない。 (4)[石後海共第2号共同漁業権漁場区域が操業区域の場合] 使用するかごの大きさは、直径78センチメートル、高さ42センチメートル以内でなければならない。 [上記以外の場合] 使用するかごの大きさは、直径105センチメートル、高さ42センチメートル以内でなければならない。
同上	後海共第15号共同漁業権漁場区域 後海共第36号共同漁業権漁場区域	毎年、3月1日から12月31日まで	1隻	同上	同上		(後3)	(5)海中に敷設する漁具の各のしのはの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付けるなければならない。 (6)ずわいがに、べにずわいがに、たらばがに及びあぶらがにが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (7)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
同上	後海共第38号共同漁業権漁場区域 南後志沖合海域	毎年、3月1日から12月31日まで 毎年、3月1日から11月20日まで	1隻	同上	同上		(後4)	
	南後志沖合海域	次の各線と最大高潮時海岸線により囲まれた海域のうち、共同漁業権の漁場区域を除いた区域 ① 神恵内村と積丹町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から296度30分の線 ② 後海共第38号共同漁業権漁場区域の沖合側の線に沖合側1.5マイルの距離で平行する線 ③ 北緯42度58.1分の線 ④ 茂津多岬突端から正北の線	毎年、3月1日から11月20日まで					